

令和7年度 第1回総合教育会議 議事録

1 日 時

令和7年7月29日（火） 午後2時から午後3時30分まで

2 場 所

市川市役所第1庁舎5階 第3委員会室

3 出席者

田中 甲 市長
高木 秀人 教育長
山元 幸恵 教育委員
大高 究 教育委員
広瀬 由紀 教育委員
田中 大介 教育委員
駒 久美子 教育委員
関係職員（18名）

4 議 題

議題1 市川市教育振興大綱の取り組み状況について
議題2 教育委員会からの提案について
議題3 市長からの提案について

5 議事概要

○富永企画課長

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。事務局の企画課富永です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。「本日の次第」「資料1 市川市教育振興大綱（令和5年度～令和7年度）の取り組み状況について」「資料2 総合教育会議における教育委員会からの提案」「資料3 総合教育会議における市長からの提案」その他、閲覧用といたしまして、「教育振興大綱」をご用意しております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、市川市総合教育会議の運営に関する要綱6の（4）に基づき、会議の公開・非公開の決定を行いたいと思います。なお、総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第1条の4第6項の規定に基づき、原則公開となっております。本日の議題については、非公開事由に該当する議題ではないと思われますので、会議を公開することといたしますが、よろしいでしょうか。

————— 異議なし —————

ありがとうございます。本日の傍聴希望者は5名でございます。それでは、傍聴希望者が入室いたします。

————— 傍聴者入室 —————

傍聴人の皆様にお願いがございます。恐れ入りますが、傍聴に当たりましては、先ほどお渡ししました傍聴に関する注意事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ここからの会議の進行は市長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○田中市長

それでは議題1「市川市教育振興大綱の取組状況について」の協議に入りますが、その前に私から一言申し上げます。この学校教育の現場において、市民からの信頼を欠くことがあってはならない中、教頭の着服がございました。このようなことが市川市の教育現場で二度と起こることがないように、しっかりと緊張感を持って私たちも対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題1「市川市教育振興大綱の取組状況について」の協議に入ります。今後、市川市が学校教育における学びの質の向上を図り、中学校卒業時点において将来の自立に必要な力を身につける教育を推進するためには、教育振興大綱の実現に向け具体的な取り組みを進める必要があると考えています。

はじめに、現行大綱の取り組み状況について、教育委員会からご説明をいただいたうえで教育政策の方向性について委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

それでは、現行大綱の取り組み状況について、教育長より説明をお願いします。

■議題1 市川市教育振興大綱の取り組み状況について

○高木教育長

教育長の高木でございます。冒頭にございましたとおり、元教頭が着服した件につきまして学校教育に対する信頼を損ねまして、誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議題1「令和7年度教育振興重点施策について」説明します。「資料1 市川

市教育振興大綱（令和５年度～令和７年度）の取り組み状況について」ですが、「市川市教育振興大綱」は、令和５年１月に田中市長が策定されました。策定から２年半、これまでの教育施策の取組状況について、資料①としてまとめました。大綱では、３つの基本方針を掲げています。「基本方針１「生きる力」の育成と健康寿命の延伸」「基本方針２ 誰一人取り残すことなくすべての子どもたちが安心して学べる環境の整備」「基本方針３ 子どもたちに夢や希望を与える質の高い教育の提供」それぞれの基本方針ごとに、２年半の主な取組と振り返りを整理しています。詳細は教育振興部長から説明します。よろしくお願いいたします。

○根本教育振興部長

教育振興部長です。現在の教育振興大綱の取組状況についてご説明いたします。「資料１ 市川市教育振興大綱（令和５年度～令和７年度）の取り組み状況について」１ページ目をご覧ください。

「基本方針１「生きる力」の育成と健康寿命の延伸」については、主に「学校給食の無償化」「部活動の地域展開」、小学生への農業・稲作体験等「ヘルシースクールの推進」、学校や地域などと連携し、多彩な主催講座や文化祭の実施など「公民館の活用」に取り組みました。今後は、食育推進の観点から地産地消や食文化を学ぶ機会の創出など学校給食を充実させる取組も必要となっています。また、新体力テストの偏差値が全国平均を下回る現状を踏まえて体力づくりを進めるとともに、豊かな心を育成するため、自然と触れ合う体験活動の充実を図る必要があります。

「基本方針２ 誰一人取り残すことなくすべての子どもたちが安心して学べる環境の整備」については、「不登校児童生徒への支援」、生徒の精神的な悩みに対応するライフカウンセラーの配置など「教育的支援が必要な子どもへの対応」、冷暖房設備等の整備の実施など「学校環境の整備」、教職員を対象としたタブレット端末の活用研修会の実施など「ＩＣＴ活用の推進」に取り組みました。今後は、誰一人取り残されない学びの保障を図るため、すべての子どもに多様な学びができる環境や体制づくりが必要です。また、次代を担う人材育成の観点から、放課後の子どもの豊かな時間や安心・安全な居場所づくりを進めるとともに、ＩＣＴ環境の整備や学校施設の建替えによる多様な学習活動の展開・教室環境の充実を図る必要があります。

２ページ目をご覧ください。「基本方針３ 子どもたちに夢や希望を与える質の高い教育の提供」については、主に「幼稚園・保育園・小学校の連携」「小中一貫教育の推進」、小学校への外国語活動指導員の派遣など「多様な人材の教育参加」、小学校での教科担任制の導入など「働き方改革の推進」に取り組みました。今後は、質の高い教育を提供するため、小学校低学年から外国語への興味・関心を高めるなどの取り組みが必要となっています。また、すべての学力の基盤となる読解力を育成するため読書環境の整備を進めるとともに、地

域と連携した取組みを進めるため、学校運営協議会・地域学校協働活動の活性化を図る必要があります。

説明は、以上でございます。

○田中市長

ありがとうございました。大綱に基づき、教育委員会において具体的な取組を進めていますが、教育振興大綱を更に推進するためには、どのような取組が今後必要となるか、教育委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。山元委員より順次ご発言いただき、最後に駒委員にお願いできればと思います。

それでは山元委員、よろしくお願いいたします。

○山元委員

それでは私からは、「誰一人取り残すことなく、すべての子どもたちに学びを保障する」という視点から、不登校支援、英語教育、一貫校及びコミュニティスクールの推進等について意見を述べさせていただきます。

まず、不登校支援ですが、現在も不登校に陥る児童・生徒数は増加傾向です。その原因ですが、これは十人十色であり、マニュアル的対応では全く太刀打ちできないものです。不登校に陥るのは特別な子どもという捉え方をされがちですが、これは大きな間違いで、誰もが陥る可能性があるという認識を持つことが重要と考えています。そのうえ、いかに学校がつまずきを感じている児童・生徒を早期に見出し、支援体制を構築するかが非常に重要です。もちろん第一線でその支援を担っているのは担任ですが、子どもというのは評価者である担任に本音を言えないということもあります。そうした中、学校はチームですから、養護教諭や市が配置してくださっている様々な職員、例えばライフカウンセラー、不登校支援員、補助教員（３Ｓなど）といった先生方が子どもたちに関わる中で、異変にいち早く気づくことができると考えています。実際、市川では、そのような多くの目があることに救われている部分がたくさんあると思います。

そして大事なことは、例えば、「あれ、おかしい」「急に体重が減った」「急に挨拶しなくなった」などの気付きを職員間で共有し、管理職のしっかりとした指導の下で、どうしたら良いか方針を立て、支援体制を築いていくことが大事だと思います。学校では「教育相談部会」という組織をつくって、そのような時間を設けて取り組んでいますが、重要性がますます増していることから、関係者への啓発・指導についても教育委員会としてしっかり取り組んでいく必要があると考えます。

しかし、その上で、不登校の原因が単なる学習不振や人間関係のこじれではなく、非常に複雑で不安定な家族・家庭、親子関係による場合もありますし、発達障害や病気など、本人

の抱えている特性による場合もあります。さらに、そうした状況がこじれて、自己傷害行為や拒食症など命に関わる状況に陥る、またはその可能性があるような、非常に深刻なケースも多々見られます。このため、学校だけではなく、専門性を有する教育センターとの迅速な連携が不可欠です。何よりも、そうした課題を抱えている本人は大変苦しい状況にありますし、その様子を間近で見ている家族の精神的な苦痛や不安感も非常に大きなものです。その不安を取り除き、前向きな気持ちにさせていくために、継続的な相談活動が非常に重要になってくると考えています。実際、市川市はそうした相談活動に長年取り組んできた実績があり、前回の総合教育会議でも少し申し上げましたが、不登校児童・生徒に対する支援の入り具合について、国では支援が入っていない割合が37.3%（約3分の1）に対し、市川市では令和4年度の段階で未支援は28%。中学校においては、国では44.7%（約半分）が未支援である一方、市川市では24%、つまり75%は支援が入っているという状況です。

このように、他市と比較して支援が進展しているという点については、様々な職員の配置や教育センターの努力が大きく寄与していると考えています。

ただ、今後このような子どもたちは残念ながらさらに増加することが見込まれています。大人も子どもも未熟である以上、つまりくことは避けられません。大事なことは、つまりいつでも再び立ち上がることができるようにすること。そのために「支援が入っているかどうか」が最も重要なポイントだと考えています。市川市の教育センターの活動は表に出ない地道な活動ですが、多くの児童・生徒の命やその後の生き方に大きな影響を与えています。そのような観点で、今後とも教育委員会のみならず、市長におかれても支援をお願いしたいと考えております。

2点目は、英語教育についてです。市川市ではこれまでも中学校に外国語指導助手、いわゆるALTや外国語活動指導員を配置してきております。また、指導課や教育センター等が中心となって、教師の指導力向上のために研修会や訪問指導なども繰り返してまいりました。

令和6年度実績を見ると、英検3級合格程度に到達している中学3年生は63%であり、県の目標値よりは健闘していると言えます。これはよく知られていますが、先進的に取り組んでいるさいたま市は89%に達しており、水をあけられている状況です。もちろん、さいたま市には独特な取り組みも多数あり、それらを全て真似することはできませんが、市川市でもできることはあるのではないかと考えています。

まずその一つですが、子どもたちは「英語を話したい」「話せるようになりたい」というモチベーションは非常に高いです。その思いを踏まえ、「分からないなりに話してみる」

「少しでも分かった」といった経験値をいかに積みせるか、つまり経験を重ねられる授業へと、改善を図っていくことが何より大切だと思います。学校によって変わりますが、英語の授業は週に3時間程度あるので、その授業時間をどう活かすかということがとても大事で

す。実際、指導課や教育センターを中心として、様々な研修も行っており、改善は確かに進んでおりますし、一部の優秀な先生におかれては優れた授業が実施されているのも実感しています。私自身も視察で「さすがだな」と感じた授業を見ましたし、先生方が一生懸命に取り組んでくださっている姿も見えています。しかし、それが市全体のレベルアップにつながるにはもう一段階上の取り組みが必要です。そこが、今の市川市の英語教育の現状だと思います。

では、どうしたら良いのかということですが、一部の優れた先生だけでなく全体のレベルを上げるには、教育委員会（指導課）の担当だけではなく、様々なポジションの方々が参加し、さらには現場の教諭、校長など管理職も含めて、「英語教育推進チーム」のようなものをしっかりと組織する必要があると考えています。教材開発、指導方法の研究、特にＩＣＴの活用といった要素も含めて、市川市の英語教育をより深め、市全体へと広げていき、そして、一步上の段階へ進むための努力が、教育委員会に求められているのではないかと考えています。今の体制では、ＡＬＴが小・中学校を週に１回程度巡回し、３時間程度授業に入り、それ以外の時間は英語教諭や小学校の担任の先生が授業を行っているのが現状ですが、英語教育には子どもたちが日々たくさんの英語に触れることが大切です。そのためにも、地域人材のボランティアや企業等が持っている語学資源など、様々なものを積極的に取り入れていく必要があると思います。教育委員会としても、そうした外部リソースを活用する仕組みを作り、有識者等から意見をいただく場を設けるなど、英語教育を多角的に深めていく取り組みが必要ではないかと考えています。

少し雑談になりますが、先日、浅草の親戚の寿司屋を訪ねました。分かりにくい場所ですが、３組ほど外国人観光客がグーグルマップを見ながらそこを目指していたのです。どうやら以前、たまたま外国の方が親戚の寿司屋に入り、ＳＮＳで「英語で親切に対応してくれるし、美味しい店だ」と投稿したらしく、それが一気に広まったとの話でした。この話をしたのは、今後育っていく子どもたちにとって、将来どの道に進んでも、自分の生きるための最低限の武器として、英語は不可欠だということを強調したかったからです。今後どの仕事に就くにしても、自分自身で話し、伝える力が求められる。その意味でも、今このタイミングで、もっと英語教育に重点的に取り組む必要があると、私は強く感じています。

最後になりますが、学校間の連携やコミュニティスクールの活性化ということに関して述べさせていただきます。

校種間の連携について市川市は強く推進してきましたが、最初に申し上げた「誰一人取り残さない学びを保障していく」ということを実現する上で、不可欠なことだと思っています。子どもは幼稚園・保育園から中学校まで一つの人生を生き、様々な経験を積む中でその過去の経験などをつなげなければ、指導の継続性が切れてしまい、様々な問題が起き、指導が適切に行われないということが生じてしまいます。不登校や英語教育が進まないことも大きく関わっています。

例えば、市川市では塩浜学園が義務教育学校として小中一貫校を作っておりますが、小中の壁がないことが特徴です。中学校の先生が、当たり前のように小学校の一部の授業に参加し、高学年の授業の中ではすごく刺激もありますし、成果も上がります。逆に、中学校でつまづいた際は総合的に支援するために小学校の先生が入ることで、「こうだったよね？」と振り返ることができます。そういう意味では、教育現場にとって小・中連携はとても大切なことであり、市川市が進めているこの連携が幼・保・小も含んだ一貫した教育であるということのを常に意識していくことを、これからも大事にしていきたいと思います。

最後に、それをさらに推進するために大きな力になり得ると期待されているのが、コミュニティスクールです。市川市では全校に導入が進んでおりますが、「学校だけではこれからの時代を乗り切れないから、地域も巻き込み、子どもたちを育てていきましょう」というまさにそれがこれからの教育では不可欠なことだと思います。実態として、学校現場は忙し過ぎると思います。例えば、大変おめでたいことですが、先生が産休・育休に入ると教務主任や管理職が担任を持つことになります。そうすると、地域とコミュニケーションをとり、計画を立てる中核であった先生方がその役割を果たせない現状があります。すると、「地域学校協働活動推進員pp」というその地域活動で学校を支援したい希望者がいますが、具体的にどう支援するか、学校と相談する時間が取れていない現状から、現実的には浸透しているとは言い難いと思います。これを広げていくためには、教育委員会が学校現場とその支援者たちの間に入り、連携を深めるために何をしたらいいのかという部分を、具体的にプランを作り、学校に提案し、実際にコーディネートしていく必要があると感じています。

いろいろなことを述べさせていただきましたが、「誰一人取り残さず、すべての子どもたちの学びを保障する」という理念、これは我々が担う公教育の根幹をなす理念だと思います。市長におかれては、給食の無償化を実現していただきました。経済格差や複雑な家庭環境を背負っている子どもたちにとっては大変ありがたいことです。社会的に困難を抱えた子ども、あるいは多様化が進み、外国から来ているお子さんも増えています。そういう子どもたちが、日本というこの社会の中で、自己実現を図り、社会を支える市民の一人に成長できるよう、今後もこの理念を大切にした取り組みを、教育委員会としては進めるべきだと思いますし、市長におかれても、引き続きご支援をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○田中市長

ありがとうございます。

それでは、大高委員。よろしくお願いします。

○大高委員

私は医師会からの代表ということで、現場で診療をしている立場から少しお話をさせていた

だきます。

まず、子どもたちの健康についてですが、先ほど職員の方からのご報告にもありましたように、子どもたちの体力の低下というのは、数字として明確に出ております。健康というのは、「心」と「体」から成り立つものです。心の病に関しては、山元委員からのお話で親や先生とのコミュニケーションが重要ということでしたので、補足はありません。

では、なぜ体力が落ち、心の病の増加にもつながっているのか。背景には、もちろん社会的な複雑さもありますが、やはりコロナ禍の4年間の引きこもりが確実に影響していると思います。引きこもりがちになると運動時間が減り、体力低下が顕著になります。ただ、ようやくコロナ禍が落ち着いてきましたので、体力増強はここからうまくいくのではないかと思います。

では、我々として何ができるかということ、基本方針の中にもある「ヘルシースクールの推進」というのは、体力面でも非常に有効な方策だと思っています。食育や校外学習、こういったものは子どもたちの身体的にも精神的にも良い影響をもたらすと思います。しかし、根本的には「生活習慣」の問題が大きいのではないかという意識を強く持っています。何年も前から同じようなことを申し上げていますが、「早寝・早起き・朝ごはん」、これが一番大事です。これは、皆さん百も承知だと思います。皆様も「朝ご飯食べた方がいいよ」、「早く寝た方がいいよ」と分かっていると思いますが、なぜいいのでしょうか。ここを理解しないと子どもたちに「早起きなさい」「朝ごはん食べなさい」と言っても説得力がないと思います。人間の体はホルモンによって生きていると言っても過言ではないくらいホルモンは大事で、成長ホルモン、セロトニン、メラトニン、この3つが特に重要です。朝起きて日光を浴びることや朝食をしっかり食べることでセロトニンの分泌を促します。また、朝ごはんをゆっくり食べるということは、消化吸収によく、歯が丈夫になるのみならず、セロトニン分泌を促します。その際、家族と一緒に食べることが重要です。家族の中でのコミュニケーションが希薄な面もあるなど感じますが、子どもにとって大事な精神的な安定につながります。

次に、早寝についてです。子どもたちにとって重要な成長ホルモンはだいたい夜の9時から深夜2時ぐらいまでが最も分泌されると言われています。ただ、その時間に寝れば良いという話ではなくて、そこに至るまでに体が十分リラックスして、良好な睡眠状態に入っていないと意味がありません。そのためには、最低でも夜9時くらいには寝床に入り、0時くらいには良好な睡眠状態に入り、たくさん分泌される成長ホルモンをしっかりと吸収する。そういう意味でも、「早寝・早起き・朝ごはん」これは、発達段階にある子どもたちにとって重要なことだと思います。

では、朝食を抜くと、どうなるのか。ホルモンの分泌を妨げるだけではなく、血糖値が下がっているために、集中力低下、意欲低下、イライラに繋がります。また、昼食後血糖値が急激に上がることもよくありません。血糖値は1日をとおしてバランスを保つことが重要です。以上の側面から、朝食を抜くことはよくないことだと教えなければならないと思います。

もう一点、少し話が戻りますが、コロナ禍で休校になり、子どもたちは外に出る機会を失っ

た時期がありました。つまり日光を浴びる機会がなくなりました。日光を浴びることでセロトニンが分泌され、ビタミンDが生成され、カルシウムの吸収も助けます。コロナ渦で家に居ることに慣れてしまい、家の中で過ごす生活が当たり前になってしまった結果、外に出て遊ぶことも少なくなりました。昔は、朝食を食べて学校に行き、放課後は友達と外で遊ぶ健康的な生活をしていましたが、今の子どもたちにはそれが難しくなっている状況です。これは、親が子どもにただ言うだけではダメで、親が理解しないと説得力がなくなります。子どもだけではなく、親の教育も非常に重要だと思います。少し話が逸れますが、現在、小学6年生から高校1年生の女子を対象に子宮頸がんワクチン接種を推奨されています。世界中では一般的なワクチンではありますが、先進国の中で日本はかなり遅れをとっています。私たち医師会としても啓発活動に取り組んでおりますが、何より親の理解が必要です。産婦人科・小児科などの医師が親へ情報提供をし、親の理解が深まり初めて受診につながります。現在、千葉県の受診率は全国で9位、市町村別のデータはありませんが、おそらく市川市は相当頑張っていると思います。これは市の保健センターや我々医師会の頑張りもあると思いますが、要は親の教育が不可欠です。学校現場の先生方や教育委員会が動いていると思いますが、もう一步踏み出して、例えば、医師会からも小児科医や他の科の先生が講演をし、「これはこういう理由でやった方がいいですよ」など共有する機会があるといいと思います。

最後に、スマホやタブレット利用による弊害についてです。端末から出るブルーライトを小さい画面で長時間見ていると、目に悪影響を及ぼします。また、イヤホンを大音量で視聴することも耳に悪いです。問題点は、そういった要因で機能が低下した目や耳は治療しても戻らないということです。視力が低下した場合、眼鏡やレーシック手術などありますが根本的な解決にはなりません。目の病気というには近視だけでないですし、様々な病気があります。今の子どもたちにはそうはなって欲しくないのです、子の教育に加えて親の教育がより一層必要になると感じます。

私からは以上です。

○田中市長

はい。ありがとうございます。

では続いて広瀬委員よろしくお願いします。

○広瀬委員

私の方からは、「誰一人取り残さない学びの保障」の観点から、特別支援教育と放課後の子どもの居場所づくりについてお話をさせていただきます。

まず、特別支援教育についてです。近年の教育審議会の中で委員の方がおっしゃっていましたが、特別支援教育というのは、特別な幼児・児童に向けた特別な教育ではなく、多様な全ての子どもの対象にしています。例えば、特別な子どもを探すこと、特別な教育方法の拡大を図

ることだけでは限界があります。通常教育の質の向上、子ども自身の学校生活を含めた毎日の生活の充実が特別支援教育に繋がっていくと、私自身も考えています。市川市では、「適切な学びの場を考える就学指導ガイドライン」の作成などを通じて、幼児や保護者が安心して就学に向けた準備ができるよう、環境を整えていच्छゃると思います。

一方で、「場を考える」という視点が、人を選別し分ける教育に繋がらなければいいな、と切に願っています。つまり、誰が特別な支援を必要としているのかといったことを探してしまい、その子が排除されてしまうような状況になると、それは「共生」からは遠ざかってしまうということを懸念しています。私が仕事上、調査した関西地方の自治体では、多様な学びの場を用意しつつも、児童・生徒の状態等に応じて早期に退級することを目指すと明記しています。様々な繋がりの中で、「通常学級の中で力を発揮できる状態を目指す」と掲げています。もちろん、自治体の規模やリソースの違いがありますので、全てを真似するのは難しいとは思いますが、考え方そのもの、例えば、学校や幼稚園において、幼児・児童・生徒一人ひとりの幸福感や充実感をいかに高められるかということが、学習に向かうエネルギーに繋がっていくと私は思います。緊張や不安が強い状態では、「知識を身につけなさい」「体力をつけなさい」と言っても、そこに気が向かないと思います。だからこそ、土台となる部分をいかに丁寧に育ていけるかが、少数派である特別な支援を必要とする子どもたちにとって、非常に重要になります。どうしても多数派に合わせようと背伸びをし、少数派の子どもたちが疲弊してしまうような環境では、エネルギーも湧いてきません。そのような悪循環は非常にもったいないと思います。ですので、従来の教育内容や方法にとらわれず、令和の市川市の教育の視点で教育委員会も含めて全体で検討していくことが大事だと思っています。

そのような中、令和5年度に私が文科省の委託の研究事業の一環で、「接続期」に特別な支援が必要な子どもの現状及び好事例について、いくつかの自治体に訪問調査をさせていただきました。自治体の規模やリソースの違いはあり、取り組みは様々ですが、幼児教育の「楽しかった」という経験がそのまま学校教育に引き継がれ、「接続期」「架け橋期」と言われる時期に「楽しかった」という体験をした子どもは、「学校に行きたい」とスタートを切ることができ、それがその後の学びにも繋がっていくケースがあると感じました。訪問先の自治体では、教育委員会が非常に強いイニシアティブを取っており、「幼児教育施設」という中で、民間の幼稚園や保育園、公立私立問わず、教育を担う場所という共通の枠組みの中で、教育委員会が深く関与していました。制度上は、保育所は福祉関係、幼稚園は教育関係となっていますが、いずれも「幼児教育施設」として、指針や要領のもとで共通の枠組みがあります。その内容面において、教育委員会が関係部署と連携し、関与している自治体があり、中には教育委員会内に「就学前教育課」などの組織を設けて、幼・保を一緒に管轄している自治体もありました。いずれにしても、教育委員会が強力に研修内容や教育内容、プログラムについては取り組まれている実態がありました。市川市においても、公立幼稚園が4園あると思いますが、それを軸に高い質の保育・教育を、公私にかかわらず、保育所やこども園を含めて広げていくこと

が、今後さらに重要になると思います。

よく言われることですが、幼児教育は将来への投資として、その投資のリターンが8%と非常に高いと言われています。高いリターンを得るためには、「なんでもいい」幼児教育ではなく、質の高い教育が求められます。公立幼稚園に伺う機会が多いのですが、どこの園も子どもたちが生き生きと過ごしています。そこには特別な支援を必要とするお子さんもいて、支援が必要であっても、生き生きと参加している姿が印象的でした。その姿を見て、市川市の教育を架け橋にして、まだ考えていける要素がたくさんあると感じました。

小学校の「架け橋期」という言葉を先ほどから申し上げていますが、「架け橋期」がいかに充実するかが、支援の教育の立場からも非常に重要だと思います。文科省が「架け橋プログラムの実施に向けた手引き」を作成しており、フェーズ毎に更新されています。それに応じてこういった取り組みをすると良いというようなことも書かれており、動画なども出ていると思います。現状の市川市のフェーズをとらえ、次の一歩として具体的に何ができるか、考えることは必須だと思いますし、市長におかれては、現状管轄が異なる保育と幼児教育ですが、「幼児教育施設」の重要性について声掛けいただけると心強いと思います。

さらに特別支援教育に関しては、困難さに応じた指導支援の手立て一覧、市川市の特別支援学級のハンドブックなども作っており、教育上の配慮を要する幼児・児童・生徒に対するきめ細やかな指導支援に関する取り組みを行っていると感じております。また、先ほども申し上げましたが、少数派の幼児・児童・生徒の方が、ありのままの等身大、背伸びをしない状態で、周囲から受け止められること、それが周囲の子の価値観や自分が持っている様々な面を見直す機会になると思います。また、不確実性の高い時代に持続可能な社会を築いていくためにも、「考えていく力」、「諦めない力」など、身に付けて欲しいと思ったときに、多様な子どもと共に過ごすことでいろいろ考え、学び合うというのは、素晴らしいことだと思います。そういう経験をし、基盤を持った子は、さらにステージが上がった際に活躍していると感じております。それを教育委員会の方から、園長・校長・管理職に向け双方の視点が必要であるということのを改めて確認いただき、中堅・若年層の先生方におかれては、市の研修などで、考えていただく機会を持つことが必要だと思います。研修などを考えるにあたり、先生の多忙さも気になるところでありますので、必要によってはICTも十分に活用し、その研修や話し合いなどの機会を確保していただくことも重要だと思っています。

最後に、放課後の子どもの居場所づくりについてですが、私自身も放課後保育クラブを利用させていただいたので、大変ありがたく思っております。市川市は他市と比較しても小学6年生まで利用でき、非常に手厚く充実していると思います。先ほど山元委員もおっしゃったコミュニティスクールもかなり早くから取り組んでいて、放課後の居場所とコミュニティスクールなどの構築などが有機的に繋がりが合い、子どもたちの過ごしりの質が豊かになるといいなと思います。

国の資料を拝見した際、放課後の児童・保育クラブと放課後の子ども教室の連携など、「校

内交流型」といった取り組み例が示されている資料がございました。市川市は、敷地内で保育クラブと子ども教室の両方を運営している例は少なくないと思います。「連携型」、「交流型」という取り組みを拝見した際、連携のあり方や責任所在も含め、課題はあると思いますが、教育委員会をはじめ関係部署の方が協議し、課題がクリアになると、相互に交流することで幅広い子どもの繋がりが生まれることもあるかと思います。また、先生方の交流が生まれることで、自分たちの範疇だけではなく、「そんなやり方もあるのね」と気付き、保育の幅や教室の運営の仕方も広がり、質が高まると感じています。

加えて、放課後子ども教室は、地域住民のボランティアなどの参画も想定されていると思います。先ほど話題になりましたが、子どもも保護者も多様化している部分がありますので、地域住民の方の価値観とはかなり違う可能性もあると思います。ボランティアの方も気持ちよく関わってもらい、子どもたちも楽しく過ごせるために、研修体系は、教育委員会や担当部署がプランニングして考えることはすごく重要であると感じています。

また、朝の時間帯の預かりについてですが、子どもの登校時間前に親は出勤しないといけないうケースががございます。今はちょうど夏休みですが、「放課後」だけにとどまらず、様々なところでの子どもの豊かな育ちというのが、ぜひ話題になるといいと思います。

私からは以上です。

○田中市長

ありがとうございます。

それでは、田中委員、よろしくお願いします。

○田中委員

私からは、基本方針のうち「部活動の地域展開」について少しお話しさせていただければと思います。現在、部活動の地域展開が進行していると思いますが、目的の一つとして、教師の多忙化の解消ということが挙げられていると理解しています。課題として、おそらく指導員の確保や待遇面、さらには「どうやって根付かせていくか」といった部分もあるかと思いますが、「部活動の地域展開」と言ったときに、法的な観点からどんなことが浮かぶかというところについてお話しさせていただきたいと思います。

まず、事故が発生した場合の責任の所在やどのような種類の保険に入る必要があるのか、という点が法的な観点からは気になると思います。この地域展開が具体化していくと全国的にもいろいろなパターンが出てきている状況だと思います。例えば、学校が運営主体のままで、外部人材が指導員として入るケース。また、平日の午後だけボランティアの方や委託を受けた指導員が来るような形など、完全に学校と切り離して、別の運営団体が主体となるようなケースもあるかと思います。あるいは、それらの併用など、本当に様々なバリエーションがあると思います。

そういった多様な地域展開の仕方がある中で、仮に事故が発生した場合、誰が責任を負うのかという点を考えてみます。例えば、怪我をさせてしまった、または物が壊れたなどのトラブルがあった際、自分の怪我などの損害をカバーする保険もありますし、あるいは他人が起こした際に賠償責任保険によってカバーされるという場合もあると思います。また、地域展開の形態によって運営主体が誰であるのか、関わり方がどうかによって、当事者が誰になるのかが変わってきます。学校教員、保護者、生徒、運営団体、指導員など、様々な立場の人が関わってくる中で、それぞれがこういった法的な位置づけで関与しているのかというのは、非常に重要な論点になります。これは今後、地域展開を進めていくうえで、これまで使えていた保険制度や契約スキームがそのまま通用するのかどうか確認していく必要があるでしょうし、従来の法律の考え方をどう適用していくのかという話になると思います。特に重要なことは、保護者や児童・生徒の方々にとっても不安な部分が出てくる可能性があると思いますので、説明責任を果たし、「この活動でこういう事故が起きた場合には、この保険でカバーされる」という、安心感を持ってもらえるようにする必要があると思います。もちろん、細かい部分まで全て理解してもらう必要はないと思いますが、大事なものは漏れがないよう、しっかりと対応していくということかと思っています。

もう一点は、法的な観点から私が気になるのは、「いじめ防止」の視点です。例えば、外部の部活動がきっかけで学校内においていじめにあうケースや、逆に学校がきっかけで、それが外部の部活動中に具体的なトラブルとして顕在化する、というようなことがあると思います。特に、平日と土日で部活動の担当者が違う場合は、平日の様子を把握している人と、土日の様子を見る人が異なるということも出てくると思います。そういったときに、いじめの初期対応を的確に行うことが必要で、そのためにはきっかけとなる兆しを早くキャッチし、適切に対応していくということが重要になるかと思っています。当然、学校現場では、いじめ防止研修などが実施されているとは思いますが、今後、外部の方が部活動などに関与される場合には、教育現場でのいじめの考え方について、研修を受けていただくというのは必要ではないかと考えております。この研修のあり方については、先ほど山元委員からも教師の多忙の話があったかと思いますが、同様に働き方改革という視点でこの問題を考えた際、教師の多忙化を解消するための地域展開のはずが、逆に業務が増えてしまうという事態になるのは、避けなければならないと強く思っております。

皆さんのご意見を聞いていても、連携の話などが出ていて、市川市では縦の連携あるいは、地域との横の連携もいろいろと実施されていると思います。今後、部活動の地域展開というのは、横の広がりになるので、これまでうまくいっている部分を入れつつ、ICTの活用も進めて、さらに良い形にしていけるよう教育委員会として関わっていくということが重要ではないかと思っています。

私からは以上です。

○田中市長

はい、ありがとうございます。

それでは駒委員、よろしくお願いします。

○駒委員

私からは乳幼児期からの読書環境の充実について、お話をさせていただきたいと思います。これまでも市川市の子ども読書推進計画では、非常に様々な読書教育が推進されてまいりました。そのうえ、令和5年度から令和7年度までの3年間においては、「豊かな心を育む 本でつながるまち 市川」を基本理念に掲げて、取り組みを推進されています。中でも、子どもの発達段階に応じて本とつながるきっかけを作る、そういったところを中心に、今回4点、ご提案ができればと思います。

1点目ですが、「乳児期の共有読み聞かせの充実」です。乳幼児は本に出合う時期ではありますが、大人との関わりを通して言葉を獲得していきます。そこで、保護者や保育所等の保育者が乳幼児と関わることから、共有での読み聞かせをするということが重要であると考えています。すでに実施されている「ブックスタート事業」はもともとイギリスが発祥です。乳児にとって絵本は読むものではなく、読み手とともに楽しむものであるということがコンセプトであったと言われています。そのブックスタートで本が配布されても、その中身が保護者にとって馴染みがないものであったり、あるいは保護者の方によっては、本を読まなければならないプレッシャーを感じたりする方もいると思います。そんな時に、乳児とともに本を眺めること、子どもと一緒に指さしをしながら「これはなんだろう？」と言いながら、一緒に本に触れながら関わるということ、それ自体が「共有する」、「本を読む」というような関わりになっていくと考えています。

乳児期からの読み聞かせの重要性というところでは、海外の論文等も参考にしてみますと、12ヶ月から36ヶ月児の親を対象としたブックシェアリング＝親子による読み聞かせという意味ですが、生後6ヶ月時点におけるブックシェアリングが12ヶ月時点での子どもの語彙力を予測する重要な要因となる、と報告されています。具体的なブックシェアリングのスキルについても、発達段階に応じた順序で整理されていて、例えば、最初は「子どものリードに従う」というような関わり方が示されています。親が子どもの興味や積極的な参加をサポートし、ページをめくったり、本の向きを変えたりと子どもが本を扱いやすくする、そういったことが挙げられます。「絵本をちゃんと読み聞かせしなければいけない」というようなプレッシャーを感じてしまう保護者にとっては、一緒に眺めるだけでも、「共有する」ということになると考えています。

2点目ですが、幼児期の発達段階に応じた「対話型読み聞かせの充実」を提案したいと思います。乳児期を経験してきた子どもは、幼児期には自ら本を手取るなど、主体的な行動を楽しむようになります。家庭はもちろん、幼稚園・保育園・こども園といった幼児教育・保育施

設、あるいは子ども図書館など、幼児が自由に本に触れる環境を作るということがとても大事になると思っています。そして、その手に取った本に親が関わる際には、対話的に読み聞かせをするということが大事になると考えています。これはずっと言われてきていることですが、乳児期の「共有」から発展し、大人と幼児が楽しく関わりながら読み聞かせるということになります。

いろいろな研究者が提唱していますが、その中で「P E E R（ピア）ストラテジー」と呼ばれる、4つのフレームを紹介します。最初のPは「P r o m p t（質問する）」、つまり絵本の絵を見ながら子どもに質問を投げかけ、「これ、誰だと思う？」といった声掛けです。そしてEが「E v a l u a t e（評価する）」で、子どもが「くまさん」と答えたら、「そうだね、これくまさんだね」と評価する。次にもう一つのE、「E x p a n d（広げる）」では、その答えを広げて、「このくまさん、何しているのかな？」と更に問いかけていきます。そして最後のR、「R e p e a t（繰り返す）」で、その一連のやり取りを繰り返して、子どもとの対話を深めていき、幼児の発話を深めていくことが幼児の語彙力を高めていくのではないかと考えています。

つまり、乳幼児期の読み聞かせというのは、大人が一方的に読み聞かせるものではなくて、大人と子どもの双方向のやり取りによってこそ、語彙力を高めることができるのだと考えます。これまでも、子育て支援施設や図書館等で、読み聞かせというのは行われてきていますし、それに加えて、保護者に対してこうした共有の仕方や対話的な読み聞かせについても紹介する機会を設けることが有効ではないかと考えました。

3点目ですが、児童期・低学年においても、読み語りを充実させるという点です。児童期になりますと、読み聞かせから、自分で読むということが中心になります。家族で本を読み合う、家族で同じ本を読んでそれについて話し合う、感想を言い合う、そういったことが推進されています。また、学校教育において、さらに推進するためにはどうしたらいいか、ということ考えたときに、低学年における読み語りのご提案です。本を読むことは、子どもが文字を目で追って読むということと、内容に共感したり、理解したりというのは、同時に頭の中で処理しなければいけないので、非常に高度で難しい作業になると思います。そこで、低学年のうちは、他者からの音による理解により、内容を理解する楽しさを味わえると考えます。教室においても、例えば、児童同士、先生と一文ずつ交互に読み合うことや、学校図書館における学校司書の先生による読み聞かせイベントの開催、絵本に限らず、物語やお話を読み語る時間を設けることで、児童に本の楽しさというものを伝えることができるのではないかと思います。市川市は、全校に学校司書が配置されているという強みがありますので、そうした学校司書の方々と連携しながら、こうした活動を展開していくことも非常に有効だと考えます。

最後に、本との出会いに対する検討についてです。児童期以降の本との出会いというのは、一番身近な場所としてやはり学校図書館や図書室になると思います。もちろん、市川市においても、これまで様々な学校図書館の推進がなされてきたと思いますが、やはり「図書室に足を

運ぶ」という行動を児童・生徒にとって自然なものとするためにはどうすればよいか、ということを考える必要があると思います。例えば、三重県の高校の例ですが、「図書館ミュージアム化計画」という取り組みをされていて、県内外の美術館や博物館、科学館などのポスターを図書館に展示し、チラシを配布したところ、各施設から提供された招待券を求めて、多くの生徒が図書館に足を運ぶようになったという例がありました。このように、まずは「図書室に足を運ぶ」という体験を評価していくとよいのではないかと思います。さらに、その高校では、図書館の出張イベントとして、校内に「青空図書館」といったかたちで、軽音楽部が選曲したBGMを流したり、ランチをとったり、読書をしたりと、生徒が集まる場所に図書館がやって来る、というような取り組みも環境を整えるという意味では面白いと思いました。一方、すでに図書館をよく利用している子どもたちにとっては、「子ども司書」や「ジュニア司書」養成などの取り組みも有効なのではないかと考えます。八街市では、この7月から8月にかけて「ジュニア司書養成講座」が実施されていて、読書の楽しさを伝えるリーダー的な役割を果たす子どもたちが育成されています。こうした取り組みによって、同世代の子ども同士で読書の輪が広がっていく可能性もあるのではないかと感じています。

私からは以上です。

○田中市長

駒委員ありがとうございます。5名の委員の皆様から大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。今後の教育の取り組むべき方向性を共有することができました。

それでは議題2「教育委員会からの提案について」の協議に入ります。教育長、よろしくお願いいたします。

○高木教育長

「資料2 総合教育会議における教育委員会からの提案」をご覧ください。資料①でご説明した「市川市教育振興大綱」ですが、学校教育だけでなく社会教育も対象にしております。大高委員からもありましたが、「家族」が重要であると認識しております。家族は子どもにとって基盤になるところでありますので、家族の状況の充実が子どもたちの学校教育にとっても重要であると思います。しかしながら、教育を取り巻く現状や社会的要請などを勘案すると、単に教育施策を推進するだけでなく、保護者に対する支援を充実することや、保護者の負担を軽減することが必要であると認識しています。保護者支援の充実や保護者負担の軽減は、教育内容そのものではないことから、市長部局と連携して進める必要があります。そのため、教育委員会から市長への提案として、資料②として、5つの提案事項をまとめました。

1つ目が、「無償化措置を踏まえた学校給食の充実」です。山元委員からもありましたが、田中市長のご英断により、市立学校の給食無償化を国に先んじて実施しています。この状況を踏まえた、更なる食育の充実や、学校給食無償化の対象者について、今一度、整理する必要が

あります。

2つ目が「校外教育支援センターの複数設置」です。本年度から、市立学校全校に校内の教育支援センターを設置しました。不登校の児童・生徒にとって、学校内に居場所ができました。しかしながら、学校に来られない不登校児童・生徒にも学びの場や居場所が必要です。市川市内には、生涯学習センターの中に、「サポートルームふれんど市川」があります。不登校児童・生徒が増加する中で、児童・生徒にとって身近な場所に、学びの場や居場所がある必要性について、検討しなければなりません。

3つ目が「教材の学校備品化の促進」です。授業で使う教材の多くは、保護者が負担して購入しています。しかしながら、そういった教材の中には、学校の備品として準備できれば、各家庭が購入する必要がなくなるものがあります。例えば、鍵盤ハーモニカやリコーダーは衛生面から各家庭が購入した方が良く感じますが、カスタネットであれば、衛生面の心配は遥かに少ないです。今まで漫然と各家庭が負担してきた教材について、精査する必要があります。

4つ目が「家庭の状況を問わない放課後活動の充実や朝の居場所の確保」です。広瀬委員からもありましたが、市川市立の小学校には、主にいわゆる専業主婦家庭を対象にした「放課後子ども教室」と、主にいわゆる共働き家庭を対象にした「放課後保育クラブ」を全校に設置しています。しかしながら、放課後の子どもたちに提供すべき体験活動や学習支援は、専業主婦家庭なのか、共働き家庭なのかによって異なるものではありません。また、共働き家庭の子どもが就学前に入園する保育所や認定こども園の多くは、朝7時台から開所して預けることができます。私自身も仕事の都合で朝7時に預けることができたため、利用者として非常に助かった経験がございます。一方、小学校は朝8時台にならないと開門しません。その間のギャップをどうするのか、学校ごとのニーズも含めて検討する必要があります。

5つ目が「保護者からの問い合わせに対応するコールセンターの設置」です。保護者から学校に対して、何か電話で問い合わせようとしても、授業が行われている時間帯はなかなか対応することができません。そのため、千葉県教育委員会では、県立学校に関する問い合わせの窓口を一本化するコールセンターを本年7月から開始しました。県の状況を参考にしながら、市立学校に対する問い合わせ窓口について、検討する必要があります。

以上でございます。

○田中市長

はい、ありがとうございます。それでは議題3「市長からの提案について」の協議に入ります。今の教育長から提案を受けて私から市の教育に対する考えをお話しさせていただきます。

資料3「総合教育会議における市長からの提案」をお願いします。教育振興大綱の取り組みの状況を踏まえ、各委員から提案を受けました。私はその提案を尊重していきたいと考えております。そして、私から教育委員会に対し、以下の対応を提案したいと考えております。皆様

からのご指摘が的を射た内容であり、大変安堵しているところでありますが、それを具体的にどう落とし込むのかというところに踏み込んでいただけたらありがたいと思います。

まず初めに、中学校卒業後、高校・大学あるいは社会に巣立つために、学力の基盤を15年間で身に付けてもらいたいということを踏まえ、「幼保小の連携・小中一貫教育・学習環境整備による中学校卒業時までつながる学び」という一貫性をつくり出すための具体的な内容を提示していただきたいと思います。

2点目ですが、不登校児童・生徒や特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあることは間違いありません。不登校児童・生徒の居場所づくりや多様な背景を持つ児童・生徒への支援を具体的に示していただき、「誰一人取り残さない学びの保障」に踏み込んでいただきたいと思います。

3点目ですが、世界で活躍できる素地をつくることも求められており、英語教育に力を入れていく必要があることは間違いありません。そこで「小中学校一貫した英語活動・英語教育」について、具体的にどのように取り組んでいくのかを提示していただきたいと思います。

4点目ですが、英語力だけでなく、国語力や読解力も必要であり、乳幼児期からどこに住んでも国語力や日本語を身につけられる読書環境の整備が必要であると思います。そのために「乳幼児期から図書館・学校図書館が連携した読書環境の整備」について具体的にどのように取り組んでいくのか方向性を示していただきたいと思います。

5点目ですが、「心も体も健康的な子どもを育む環境整備」についてです。大高委員からもありましたが、学力だけではなく心も体も健康も重要であります。そのためには、食育の推進や体験活動の充実を図ることが必要です。教育長はじめ、教育委員会におかれては、心も体も健康である子どもたちを育む環境の整備について、具体的な提案を示していただければと思います。

私からは以上です。教育長何かございますか。

○高木教育長

ありがとうございます。市長からご提案いただいたことを教育委員の方々と相談させていただき、教育委員会としての考え方を提示できればと思います。その際、中学校卒業時点で基盤を身に付けるため、乳幼児期から未就学児の対応についてはこども部と連携した施策を絡めながらつくっていきたいと思います。

以上でございます。

○田中市長

ありがとうございます。それでは、大綱推進のための具体化パッケージを進めるにあたっては、一定の期間を要することが想定されますので、現大綱の期間を1年延長し、大綱の実現に向け取り組みを進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

————— 異議なし —————

次回の総合教育会議では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号の規定に基づく、教育の振興を図るため重点的に構すべき施策について、協議をお願いします。

事務局、次回の開催日程はどうなっていますか。

○富永企画課長

令和7年度第2回総合教育会議は、11月4日火曜日を予定しております。詳細は後日、事務局よりご連絡させていただきます。

以上でございます。

○田中市長

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回総合教育会議を閉会いたします。

皆様、本日はありがとうございました。